

お客様各位

共通印鑑の取扱い開始について

この度、当金庫では令和6年11月18日（月）より、預金ご新規申込み手続きのほか、お客様の印鑑登録手続きに関する手続きの簡素化と利便性の向上を図るため、「共通印鑑」の取扱いを開始いたします。

「共通印鑑届」をお届けいただくことにより、各種預金のご新規申込みの際は、お届け印が不要となります。

1. 取扱い開始日 令和6年11月18日 (月)

2. 対象の預金 普通預金（貯蓄預金を含む）、通知預金、納税準備預金、定期預金、積立定期預金、定期積金、出資金、カードローン
※当座預金は、対象外です。

3. お手続きについて
- (1) ご新規申込のお客様は、預金申込時のお届け印が原則「共通印鑑」となります。
 - (2) 既に預金取引をされているお客様は、「共通印鑑届」をお届けいただくことにより「共通印鑑」に変更できます。

※ご不明な点がございましたら、営業店窓口にお問合せください。

以上